

無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
税務・経理相談	12月11日(水) 午後1時～4時	畑 中 啓 三 税理士	日々の記帳から決算まで 税務・経理等に関するあらゆる相談	いずれも 豊能町 商工会館
登記・法律相談	12月11日(水) 午後1時～4時	青 山 昌 仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産 の登記等に関する相談、債 権回収等に伴う法律相談	
経営相談	12月17日(火) 午後1時～4時	黒 野 秀 樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、今 の事業を見直したいをは じめ経営に関するあらゆる 相談	
労務相談	12月19日(木) 午後2時～4時	森 啓 治 郎 特定社会保険 労務士	従業員の採用・退職・解雇 に係る諸問題、社会保険・ 労働保険など労務に関する あらゆる相談	

* ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記までご連絡下さい。
希望により出張相談も受け付けます。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏 名 : 事業所名 : 住 所 : 豊能町 電話番号 :	テーマ名 : 希望時間帯 (30分～1時間単位でお願いします) : ~ :
--	---

豊 能 町 商 工 会

豊 能 町 余 野 1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285 E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp

源泉所得税の年末調整について

本年も、年末調整を行う時期となりました。

源泉所得税の納付期限は1月10日（金）（納期の特例を受けている場合は1月20日）まで、法定調書・給与支払報告書等の提出期限は、1月31日（金）までです。

商工会では、年末調整に仕方等をご指導しますので、お気軽にお越し下さい。

扶養控除について 所得の見積額は、38万円以下ですか。

給与の場合、収入金額が103万円以下であれば、所得の見積額は、38万円以下となります。

公的年金等の場合、年齢65歳以上の人は収入金額が158万円以下、年齢65歳未満の人は収入金額が108万円以下の場合、所得の見積額は、38万円以下となります。

扶養控除等（異動）申告書には、給与所得者本人及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載することとされており、給与の支払者は給与所得者本人のマイナンバー（個人番号）の本人確認（番号確認＋身元確認）を行う必要があります。すでに把握している場合は、必要ありません。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）（番号確認＋身元確認）
- ・通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）
- * 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上必要です。

国民年金保険料にかかる社会保険料控除について

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際に国民年金保険料を申告するときは、「領収証書」や「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。

年末調整の手続の際は11月中に社会保険庁から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付をご確認下さい。

家族の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料を申告することが出来ます。

雇用保険の適用拡大等について

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となっています。

平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合、また平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合で、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあるなど雇用保険の適用要件に該当する場合は、雇用保険の適用対象となりますのでハローワークに「資格取得届」を提出してください。

年末資金の準備は、お早めに

マル経融資（小規模事業者経営改善資金貸付）のご案内

この融資制度は、小規模事業者が商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

融資限度額	:	2,000万円
返済期間	:	設備資金10年以内 運転資金7年以内
利率	:	1.21%（11月29日現在）

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会

豊能町余野1008

Tel. 739-1647

Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp